

# 第 11 回教育委員会

令和 3 年 7 月 13 日  
午後 3 時 30 分  
市会第 4 委員会室

案 件

議案第 59 号

大阪市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

議案第 59 号

大阪市社会教育委員の解職及び委嘱について

1 解 嘱

令和3年7月13日付けをもって大阪市社会教育委員を解嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	任期	備考
正岡 明	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	令和2年9月9日 ～ 令和4年9月8日 【第2期目】	当初任期

2 委 嘱

令和3年7月14日付けをもって大阪市社会教育委員を委嘱する

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	任期	備考
広瀬 和勇	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	令和3年7月14日 ～ 令和4年9月8日 【第1期目】	

3 説 明

正岡明氏については、任期途中であるが、人事異動に伴って、読売新聞大阪本社社会部長を退任したため解嘱する。

その後任委員として、現読売新聞大阪本社社会部長である広瀬和勇氏を委嘱する。

任期については、大阪市社会教育委員条例第4条第2項により、前任者の残任期間とする。

## 委員候補者の略歴

### ○広瀬 和勇（ひろせ かずお）氏

<現職>読売新聞大阪本社編集局社会部長

<主な略歴>

平成 5 年 読売新聞大阪本社入社、岡山支局配属

令和 8 年 姫路支局

平成 11 年 本社社会部（司法担当など）

平成 16 年 東京本社社会部（公正取引委員会、経産省担当など）

平成 21 年 京都総局次席

平成 23 年 社会部（司法キャップ、次長など）

平成 29 年 地方部次長

平成 30 年 神戸総局長

令和 2 年 地方部長

令和 3 年 社会部長

## 大阪市社会教育委員会議 委員名簿

太字は委嘱、下線は解嘱  
(網掛けは変更なし)

氏 名	役 職 名	大阪市社会教育委員条例 第2条による区分	備考
広瀬 和勇	読売新聞大阪本社社会部長	学識経験のある者	委嘱
<u>正岡 明</u>	<u>読売新聞大阪本社社会部長</u>	<u>学識経験のある者</u>	解嘱
赤尾 勝己	関西大学文学部教授	学識経験のある者	
小林 拓矩	日本労働組合総連合会大阪府連合会大阪市地域協議会副議長	学識経験のある者	
高田 一宏	大阪大学大学院人間科学研究科教授	学識経験のある者	
寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学教授	学識経験のある者	
出相 泰裕	大阪教育大学教育学部教授	学識経験のある者	
中農 勝己	大阪市体育厚生協会副会長	社会教育の関係者	
南條 真弘	大阪市青少年指導員連絡協議会会長	社会教育の関係者	
野崎 志帆	甲南女子大学国際学部教授	学識経験のある者	
前田 都陽子	元 大阪成蹊大学教職教育推進本部こども教育支援センター長	学識経験のある者	
前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会会長	社会教育の関係者	
宮本 隆司	大阪市PTA協議会会長	社会教育の関係者	
吉田 典子	はぐくみネットコーディネーター	学識経験のある者	
善積 康子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 主席研究員	学識経験のある者	

## 大阪市社会教育委員条例

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき、大阪市に社会教育委員(以下委員という。)を置く。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第3条 委員の定数は20人以内とする。

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱することがある。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

この条例施行後最初に委嘱する委員のうち、半数の委員の任期は1年としその委員はくじで定める。

附 則(平成26年3月4日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。